



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年8月29日火曜日 第438号

◇ 目 次 ◇

保安林予定森林（7件）.....	（森林整備課）... 821
公共測量の実施の通知.....	（道路維持課）... 823
道路の区域変更（県道大洲野村線）.....	（南予地方局大洲土木事務所）... 823
道路の供用開始（ " ）.....	（ " ）... 823
医師の指定.....	（福祉総合支援センター）... 823
指定医師の所在地の変更.....	（ " ）... 823
指定医師の辞退の届出.....	（ " ）... 824

公 告

漁業取締船「うわかぜ」の中間検査に係る機関修繕業務.....（水産課）... 824

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第933号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年8月29日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
四国中央市下川町字袖213、乙228の1、乙228の3、字大上乙232、字風呂谷乙233の1、字西畑ノ上乙248の11から乙248の15まで、字谷221、字風呂ノ谷1053
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字袖乙228の1・字大上乙232・字風呂谷乙233の1・字谷221（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、字風呂ノ谷1053
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び四国中央市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第934号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第

249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年8月29日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
今治市上浦町盛乙99、乙174、乙187から乙194まで
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
上浦町盛乙99・乙174・乙189から乙194まで（以上8筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第935号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和5年8月29日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
今治市伯方町北浦字竹田乙101、字船越甲134
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。
 - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

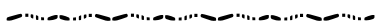


○愛媛県告示第936号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。
 令和5年8月29日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 今治市菊間町種1180、1181
- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
菊間町種1180・1181（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)



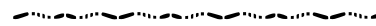
○愛媛県告示第937号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。
 令和5年8月29日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 今治市朝倉北甲834の1
- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
朝倉北甲834の1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

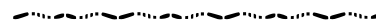


○愛媛県告示第938号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。
 令和5年8月29日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 今治市朝倉上乙745の51、乙745の83、乙749の15から乙749の17まで、乙749の19、乙749の20
- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
朝倉上乙745の51・乙745の83・乙749の15から乙749の17まで・乙749の19・乙749の20（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)



○愛媛県告示第939号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。
 令和5年8月29日

愛媛県知事 中村時広

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 今治市玉川町大野字ヲウヒラ乙22、字タニ乙31の5、字ヒタリカタニ乙40、ヒタリガタニ乙41
- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字タニ乙31の5（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第940号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、新居浜市長から次のとおり公共測量を

実施する旨の通知があった。

令和5年8月29日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量(2級基準点、3級基準点)
- 2 作業期間 令和5年8月28日から10月31日まで
- 3 作業地域 新居浜市滝の宮町、政枝町一丁目

○愛媛県告示第941号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年8月29日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	大洲野村線	大洲市菅田町大竹字入道ヶ谷乙1番15から 同町菅田字漆谷乙825番2まで	旧	メートル 5.3~8.1	キロメートル 0.160	
			新	5.3~13.1	0.160	

○愛媛県告示第942号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のようを開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年8月29日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	大洲野村線	大洲市菅田町大竹字入道ヶ谷乙1番15から 同町菅田字漆谷乙825番2まで	令和5年8月29日

○愛媛県告示第943号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

令和5年8月29日

愛媛県知事 中村時広

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
肢体不自由、平衡・音声・言語機能障害	脳神経外科	社会医療法人北斗会大洲中央病院	相原 寛	大洲市東大洲5番地	令和5年8月1日
心臓機能障害	循環器内科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	玉置 俊介	東温市志津川	令和5年8月1日
肢体不自由	整形外科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	山岡 慎大朗	東温市志津川	令和5年8月1日
肢体不自由	内科	市立宇和島病院	石川 賢一	宇和島市御殿町1番1号	令和5年8月1日
肢体不自由、呼吸器機能障害	内科	公立学校共済組合四国中央病院	米田 浩人	四国中央市川之江町2233番地	令和5年8月1日

○愛媛県告示第944号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

令和5年8月29日

愛媛県知事 中村時広

医師氏名	旧 所 在 地		新 所 在 地		変 更 年 月 日
	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	病院又は診療所の名称	同 左 所 在 地	
中 田 浩 史	社会福祉法人恩賜財団済生会西条病院	西条市朔日市269番地 1	一般財団法人積善会愛媛十全医療学院附属病院	東温市南方561番地	令和4年4月1日
村 上 幹 和	愛媛県立今治病院	今治市石井町四丁目5番5号	住友別子病院	新居浜市王子町3番1号	令和5年4月1日

○愛媛県告示第945号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のように指定医師の辞退の届出があった。

令和5年8月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

診断した身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	届出年月日
呼吸器機能障害	呼吸器内科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	濱口直彦	東温市志津川	令和5年7月5日
平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	高須賀大暢	東温市志津川	令和5年7月5日
肢体不自由	脳神経外科	住友別子病院	服部靖彦	新居浜市王子町3番1号	令和5年7月5日
肢体不自由、呼吸器機能障害	内 科	公立学校共済組合四国中央病院	香川耕造	四国中央市川之江町2233番地	令和5年7月10日

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和5年8月29日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
漁業取締船「うわかぜ」の中間検査に係る機関修繕業務 一式
- (2) 事業の内容等
入札説明書、設計書及び仕様書等による。
- (3) 予定工期
令和5年10月23日（月）から11月24日（金）まで
- (4) 事業の履行場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

なお、上記資格を有しない者が、本件入札に参加を希望するときは、資格審査を求める申請書類を3(5)に掲げる場所に提出し、

開札日までに、上記資格を得ること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 入札参加資格確認申請日から開札日までの間、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
 - (3) MTU社製ディーゼルエンジンサービスディーラー権を有する者であり、なおかつ、MTU社の研修を終了した技術者を配置できること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
愛媛県農林水産部水産局水産課漁業取締係
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2
電話番号 089 941 2111（代表）089 912 2622（直通）
 - (2) 入札書の受領期限
開札の日時に開札の場所へ持参して提出し、又は令和5年10月10日（火）正午までに(1)に掲げる場所に郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ）により提出すること。
 - (3) 入札説明書の交付方法
入札説明書は、公告日から10月3日（火）までの間に、インターネットの愛媛県公式ホームページ（入札情報内の本件記事）から入手すること。
ただし、これにより難い者は、次により直接交付する。
ア 交付期間及び交付時間
公告日から10月3日（火）までの日（土、日曜を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
イ 交付場所
(1)と同じ。
 - (4) 開札の日時及び場所

令和5年10月10日(火)午後2時

愛媛県庁第一別館7階農林水産部会議室

(5) 資格審査に関する照会先及び申請書の提出先

愛媛県出納局会計課用品調達係

〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 089 941 2111(代表)089 912 2770(直通)

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

本件入札に参加を希望する者は、事前に、入札参加資格確認申請書を、次の事項のとおり提出すること。

なお、当該申請書の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 受領期限

令和5年10月3日(火)午後5時までに、3(1)に掲げる場所に持参又は郵送等により提出すること。

イ 郵送等による取扱い

郵送等により提出する場合は、令和5年10月3日(火)午後5時までに、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した事業を実施できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required:

Intermediate inspection and repair of fisheries patrol vessel Uwakaze (engine) 1 set

(2) Time limit for submission of document for qualification confirmation: 5:00 p.m., 3 October 2023

(3) Time limit of tender: 2:00 p.m., 10 October 2023
(Time limit of tender by registered mail: 0:00 p.m., 10 October 2023)

(4) For further information, please contact: Fishing Surveillance Section, Fisheries Promotion Division, Fisheries Subdepartment, Agriculture Forestry and Fisheries Department, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
Tel: 089 912 2622